

●香川県告示第306号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府吹田市山田丘3-1

財団法人阪大微生物病研究会 理事長 東 雍

(2) 事業場の所在地及び名称

観音寺市八幡町2-9-41

財団法人阪大微生物病研究会観音寺研究所

(3) 特定施設に関する事項

種	類	医薬品製造業の用に供するろ過施設	
能	力	①ろ過最大120 kg 4基、②ろ過面積3.6 m ² 1基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着工後1月後	
	使用開始予定年月日	工事完了後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		①1時間/回、1回/日、1日/5週 ②2時間/回、1回/日、1回/週	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	①7.0~8.0、②6.0~8.0	①7.0~8.0、②6.0~8.0
	生物学的酸素要求量 (mg/l)	①1,400、②1.0	①2,800、②3.0
	化学的酸素要求量 (mg/l)	①4,250、②1.0	①8,500、②3.0
	浮遊物質 (mg/l)	①120、②1.0	①240、②3.0
	窒素含有量 (mg/l)	①15、②1.0	①30、②3.0
	りん含有量 (mg/l)	①900、②1.0	①1,800、②2.0
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		①0.03 (1基当たり)、②10	①0.06 (1基当たり)、②30

また、既設特定施設（医薬品製造業の用に供するろ過施設）1基を移設する。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分		第 1 排 水 口	
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	7.0~8.0	7.0~8.0
	生物学的酸素要求量	15	25

	(mg/l)		
化学的酸素要求量		20	30
	(mg/l)		
浮遊物質	(mg/l)	15	30
窒素含有量	(mg/l)	10	30
りん含有量	(mg/l)	1	3
排出水の量	(m ³ /日)	380	550

他に排水口が4箇所（雨水専用）ある。

（備考）今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止すること及び既設特定施設と交互に使用することから、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に変更はない。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成20年7月8日から同月29日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

観音寺市市民部生活環境課